

答申第52号
平成15年12月22日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下淳

オンライン結合による提供制限の例外について（答申）

平成15年3月14日付け諮詢第144号で諮詢のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、オンライン結合による提供の制限の例外について、適當と認める理由等は下記のとおりです。

記

適當と認められる理由等

1 電子申請システムの有用性について

電子申請システムは、高度情報通信ネットワーク社会において、住民利便の向上などを目的に、書面で行ってきた各種の申請・届出（申込）手続きをオンライン化するものです。

電子申請システムは、インターネットの双方向型の情報交換機能を効果的に活用することから、次の有用性が認められます。

(1) 電子申請サービスは、時間的、地理的な制約なく利用できるので、県民や事業者は、いつでも自宅や職場から県に対して申請・届出（申込）をすることができる。

(2) 県民や事業者は、申請・届出（申込）のために必要な情報を事前に一覧することができるとともに、申請・届出（申込）後は、県の事務処理状況をいつでも照会することができる。これにより県は、申請・届出（申込）者に処理状況を明らかにできること、もって、行政の透明性をより高めることができます。

2 電子申請システムにおける個人情報の保護について

電子申請システムにおいては、次のとおり、個人情報が慎重に取り扱われることから、本人の権利利益を侵害するおそれはないものと認められます。

(1) 申請・届出（申込）手続に係る要綱や要領を明確にした上で、書面による申請・届出（申込）手続きによる場合と同一の個人情報を収集すること。

(2) 申請・届出（申込）者は、隨時、自己の申請・届出（申込）情報の県による取扱過程を知ることができます。

(3) 個人情報をオンライン結合により提供する相手方を申請・届出（申込）したものに限定されるよう、ID、パスワードによってアクセス制限措置が講じられていること。

- (4) 情報の漏えいや改ざんの防止のためのシステム上の措置が講じられていること。
- (5) 電子申請システムを通じて収集した個人情報は、収集目的の範囲を超えて利用できないようシステム上の措置が講じられていること。
- (6) 県の職員が申請・届出（申込）に係る個人情報を業務の目的外の利用を行わないことや、情報の流出や漏えいを防止するために必要な措置を実施することを「兵庫県電子申請システム運用管理要綱」、「兵庫県電子申請システム利用規約」において明記し、電子システムを利用する県民等に明らかにしていること。
また、県の職員が電子申請システムを通じて収集した個人情報を適正に取り扱うことを研修等で周知徹底していること。

なお、16年度以降、電子申請システムにおいて電子認証や電子決済の機能を利用することになります。これに伴う新たな個人情報の取扱内容等については、当審議会として、引き続き慎重な検討を進めることとします。